

Press-release/E-flashから

『ITUジャーナル』編集部

Press-release

①2月23日：

災害時の電気通信強化策

WSIS準備会合で「災害復旧支援のための電気通信」セッションを開催

Post-Tsunami Telecommunication Links Strengthened

World Summit Preparatory Meeting Convenes Session on
'Telecoms for Disaster Relief'

(出典：http://www.itu.int/newsroom/press_releases/2005/NP03.html)

2月22日、18:15～19:30国連欧州本部XI号室で、タンペレ協定（災害復旧支援のために人道支援機関等が使用する通信機材等の搬入/使用規制を一時的に無効とする協定）に焦点を当てたスペシャルセッションが開催された（編集部注：タンペレ協定に関するPress-release和訳記事は、本誌2月号39ページにも掲載されているので、参考にされたい）。これは、2月17～25日にジュネーブで開かれているWSIS第2回準備会合の中で行われたもので、本会合で報告されたITUの災害支援策は、概略以下のとおり。

・津波による電気通信復旧のために250,000USドルを提供

ITUは、テレコムサープラス基金から250,000ドルを地震・津波被災国への専門家派遣のために提供する。派遣される専門家は、被災地の電気通信インフラ状況の調査やインド洋津波早期警報システムの一環として国家レベルの緊急時通信開発計画等の支援を行う。また、他にも天災などにより電気通信ネットワークが大打撃を受けた場合には、ITUは被災国政府に対し、インフラ復興のために必要な技術仕様、投資プロジェクトの立案、財政支援のための事務作業などを支援する。

・14台の可搬型衛星地球局端末をスリランカに貸出し

ITUは、インマルサットと協力して、スリランカに緊急用衛星地球局端末14台を無料で貸し出している。

また、同地球局端末の運用の専門家も派遣している。

・早期警報システムへの取組

災害の影響を少なくするためにには、災害に強い通信ネットワークが必要である。ITUは、これまで電信、ラジオ、テレビ、そして最近ではインターネットの分野において、災害が起きたとしても、通信ネットワークが支障を来さないようにするための技術標準を数多く作ってきた。ITUの140年の経験から言えることは、災害発生時には以下の4つの通信を、まず確保することが重要である。

1つは、市民から行政機関へ：北米での911、欧州での112などのように、緊急時に市民と行政機関とを直に結ぶもので、場合によっては規制の変更も必要であろう。次は、行政機関同士：集中監視センター、警察、消防隊、救助隊といった災害対応にかかる行政機関を結ぶ確実な通信システムであり、ITUは、このようなシステムを構築する国々を支援している。3番目は、行政機関から市民へ：これが一番重要かもしれないが、災害が差し迫ってきていることや、どう対応すべきかを市民に伝える方法である。今回の東南アジアでの災害から明らかのように、警報から救助における情報通信の流れに支障があると、極めて多くの生命を失うこととなる。今まで、ラジオやテレビが市民への主な連絡ツールであったが、最近ではインターネットや携帯電話のSMSなども有効な手段となっている。最後は、市民から市民へ：被災者、その親類縁者、関係者間の安否確認等。ここでも、ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話が重要となる。

ITUは、1月18～22日に神戸で開かれた国連防災世界会議、1月28～29日にタイのブーケットで開かれた津波警報システム構築へ向けた地域協力閣僚級会議の場で、上述の電気通信を柱とした早期警報システムづくりへ協力することを約束した。

・津波－技術協力への契機

今回の津波と、前世紀のタイタニック号沈没とは、一見、海事災害という面で共通しているように思われるが、多くの人命を失ってから警報システムの導入という点でも共通している。どちらの場合も、災害を防ぎ得た技術は存在したが、災害時にその技術は有効活用されなかった。タイタニックの場合、SOSメッセージが発信されたにもかかわらず、救助可能範囲にいた船舶でさえこの信号に呼応しなかった。当時、船舶が緊急遭難信号を24時間モニターすることが必須ではなかったためである。この悲劇を踏まえ、24時間の遭難信号モニターが実現された。ITUは同様に、しかるべき技術標準が、災害時に有効に機能することを期待している。ITUでは2年前、災害時の緊急用通話を他の通話より優先させるよう各国に勧告しているが、早期警報システム構築においては、こういった取扱いを国際間にも広げていくことが重要である。現在、市民に警報を伝える最も有効な手段は携帯電話であり、災害地域に音声や文字で、警報を送ることができる。タイタニック号沈没から100年たった今日、当時よりもはるかに発展した情報通信技術を災害防止のために有効利用するには、政策上の確固たる意思と国家間の協力が必要である。まず取り組むべきことは、通信系統で障害となった原因の究明と、新たな惨劇を生じさせないための標準化、手順の見直しである。

E-flash

②ITU-D e-FLASH No.8 (3月1日)

(出典：<http://www.itu.int/ITU-D/e-flash/2005/mar.html>)

・ITU、大津波被災国からの支援要請にこたえる

ITU Responds to Appeal for Telecommunications Assistance from Tsunami Affected Countries

東南アジアで発生した大津波の後、ITU・インマルサット・パートナーシップに基づいて、ITUは、14台の衛星地球局（GANS）をスリランカに貸し出すとともに、1名の専門家をタイに派遣し、同地球局端末の技術訓練を行った。

・災害時、通信が生命を救う

When Disaster Strikes, Telecommunications Saves Lives

これは、2005年1月18～22日まで神戸で開催された災害被害の最小化に関する世界会議へのITUの貢献テーマである。同会合の中でITUは、「通信が生命を救う。情報通信技術の役割」と題したテーマ別会議を開き、災害時の被害を最小化するための、災害自体を防ぐための、そして、被災者の苦悩を和らげるための通信の役割について提言するとともに、災害時のICT技術の役割について強調した。

・情報社会指標:世界情報社会サミット(WSIS)第2フェーズへの寄与

Measuring the Information Society: A Contribution to the Second Phase of the World Summit on the Information Society (WSIS)

2005年2月7～9日まで、ジュネーブにおいて、WSISのテーマ別会合の一つである「情報社会指標」に関する会議が開催された。同会合は、ITU、OECD、UNCTAD、UNESCO、国連地域委員会、UNICT、世界銀行等の「開発のためのICT指標に関するパートナーシップ」のメンバーによって組織されたもので、国際レベルでICT等に関する各種指標について検討された。

・第4回世界通信/ICT統計指標に関する会合において、統計指標、データ収集、周知方法等について議論

4th World Telecommunication/ICT Indicators Meeting Reviews List of Indicators, Data Collection and Dissemination

BDTは2005年2月10～11日まで、ジュネーブにおいて、第4回世界通信/ICT指標に関する会合を開催した。世界66か国の通信関連政府機関、規制当局、通信事業者、コンサルティング会社のリサーチャー等、125名が参加し、うち47名を女性が占めた。会合では、通信、ICTについての指標、定義、データ収集、方法論、周知等について議論された。

・戦後のルワンダ共和国及びブルンジ共和国におけるルーラル通信のインフラ再構築

Rebuilding Rural Telecommunications Infrastructure in Rwanda and Burundi After the War

ITUは、1994年の戦争で破壊されたルワンダ共和国とブルンジ共和国において、ルーラル通信ネットワークの再構築を開始した。現在、RWANDATEL及びONATELとの協力で、機材調達、設置工事等、ルーラ

ル通信のサービス提供に向けて作業を実施している。

- ・ITUとチェコ共和国は、ケニア共和国の女子高生のICT利用を支援

ITU and Czech Republic Assist Girls High School Students in Kenya in the Use of ICTs

ケニア共和国のウルシ女子高校の42人の生徒と18人の先生で構成される60名のグループは、2005年1月17～2月5日までの約3週間にわたり、ナイロビのアフリカ高度通信訓練施設において、チェコ共和国の講師から訓練を受けた。また、本プロジェクトは、2003年12月のWSISフェーズ1における政府公約に基づき実施されたもので、同高校には、チェコ共和国より、3台の訓練用コンピュータが寄贈された。

- ・開発途上国の衛星通信に関するレポートの発行

Report on Satellite Communications in Developing Countries Published

ITU-D SG-1、課題17-1「開発途上国の衛星通信に関するレポート」が発行された。レポートは、衛星通信事業者及びサービス提供事業者のためのアクセス条件に関する規制当局の経験及びダイナミックな競争市場におけるアプリケーション等が記載されている。

- ・「相互接続」に関するプロジェクトグループで新課題を提案

Project Group Addresses New Question on Interconnection

ITU-D SG1、課題6-1/1「相互接続」に関するプロジェクトグループ会合が2005年2月1～2日、ジュネーブで開催された。同会合において、新課題として「次世代ネットワークに関する規制及び相互接続」が提案され、審議に入っている。同課題は、2006年のWTDCでの決定に向けて、2005年9月に開催されるSG1で審議を予定している。

- ・男女別データとジェンダー指標：ICTへのドキュメンティング・アクセスとその利用

Sex-Disaggregated Data and Gender-Sensitive Indicators: Documenting Access to and Use of ICTs

男女差の問題に対する新たな取組がスタートした。これは、男女別データの収集と分析、並びに男女によって違いの出やすい指標の導入により、ICTに関する

男女間の違いに関する有益な情報を収集するプロジェクトである。この結果は、チュニジアで本年11月16～18日に開かれるWSIS第2フェーズに入力される予定である。

- ・ICT分野におけるジェンダー問題の現状と動向：アジア太平洋諸国でのケーススタディ

"Trends and Status of Gender Perspectives in ICT Sector: Case Studies in Asia-Pacific Countries (ASP)"

ICTにおける若者、女性人材育成及び使用機会に関するWSISのアクションプラン並びにアジア太平洋諸国 の若者及び女性へのICT利用機会増大に関するイスタンブル・アクションプランのフォローアップとして、ITUのアジア太平洋地域事務所は、「ICT分野におけるジェンダー問題の現状と動向：アジア太平洋諸国におけるケーススタディ」の調査を行った。本調査は、ICT分野におけるジェンダー問題が、政府や国際的な開発パートナーシップ、市民社会が進めるICTに関連した政策、規則、プログラムの中で、どのように考えられているかを明らかにするためのもので、今回はバングラデシュ、ブータン、インドネシアのアジア太平洋諸国3か国についての結果である。

- ・OPERITUを使えば、規制当局及び通信事業者がそのプロファイルをオンラインで修正できる

OPERITU Enables Regulators and Operators to Modify their Profiles On-Line

2005年から、規制当局及び通信事業者は、OPERITUにアクセスできるようになった。OPERITUは、ITU/BDTのオンライン・データベースであり、159の開発途上国における通信事業者、サービス提供業者のデータが収められている。

- ・ITU、アフリカで、バランスド・スコアカードに関するワークショップを開催

ITU Centre of Excellence in Africa Organizes Workshop on the Balanced Scorecard

アフリカのITUエクセレンス・センターは、2005年1月24～28日まで、ジンバブエのハラレにおいて、バランスド・スコアカードに関するワークショップを開催した。本ワークショップは、ジンバブエのハラレにあるITU地域事務所の協力で開催されたもので、バラ

ンスト・スコアカードと呼ばれる協力活動のためのマネジメントツールに関する知識を習得するためのものである。

WSIS News Release

③2月25日：

チュニス“ソリューション・サミット”の概要第2回準備会合で決定

ファイナンシャル・メカニズムを合意、今後の方針も決定
 Tunis “Summit of Solutions” Takes Shape at Second Preparatory Meeting Financial Mechanism Agreed and the Way Forward Outlined
 (出典：http://www.itu.int/wsisis/newsroom/press_release/wsisi/2005/25feb.html)

2月17～25日にジュネーブで開かれた、WSISのチュニスフェーズの第2回準備会合（プレップコム2）は、本年11月16～18日に開催予定のチュニスでのサミット本会合での成果物に関して、今後調整していくべき課題を選択して閉会した。また同会合は、チュニスでの主要な成果物となるファイナンシャル・メカニズムと、WSISジュネーブサミットにおいて175か国が合意した行動計画に対するチュニスフェーズの目標についても合意した。

・ファイナンシャル・メカニズムの概要

プレップコム2では、国連のアナン事務総長の指示でつくられたタスクフォースがまとめた、既存のファイナンシャル・メカニズムが、今後の発展に必要なICTの普及に適合しているか否かの調査結果を基に審議が行われた。その結果、必要な資金と利用可能な資金との間にギャップがあること、インフラ整備のためにはプライベートセクターの投資が必要なこと、ICTの発展という観点から、十分に注意が向けられていない分野もあることが明らかにされ、次の分野に資金が向けられるべきであるとされた。

- ・ICTの人材育成プログラム、機材、教育基金や専門的訓練
- ・独自の技術、市場性を持つ場所でのICTや通信へのアクセス
- ・経済的に恵まれない地域から、地域外のネットワークに接続するための、バックボーンインフラ、ネットワークへのアクセスポイント、地域ネットワークプロジェクト
- ・インターネットを利用して、より広範囲のサービス

やアプリケーションを現実的な料金で使えるようにするためのブロードバンド環境

- ・最貧国や島嶼国等の開発途上国に対する国際支援物資の搬入コスト低減のための援助
- ・貧困低減に向けた、保健、教育、農業、環境分野などでのICT応用技術やコンテンツ
- ・中小、極小企業への融資

- ・途上国での地域開発やICT製造
- ・ICT関連の法規制の見直し、関連する人材の育成
- ・教育、保健、生涯支援などの分野で、ICTを活用していくための地方自治体やコミュニティの取組

また、マルチステークホルダーの参加の重要性や、政府と企業の壁を越えた協力が必要であることも指摘され、既存のメカニズムについても、次の改革や改善が必要であるとされた。

- ・国際間のインフラ整備を図るため、地域協力を強化すること、及びステークホルダー間のパートナーシップをつくること
- ・政府及び主要な経済団体/人で進められているプログラム間の調整
- ・投資意欲を出させる政策、規制、より開かれたアクセスポリシー

・ICT投資家に投資意欲を与えるような、リスク軽減、事業開始当初や市場性の低い地方での財政的負担を考慮した実効的政策

- ・地方での微小財政支援、ICT関連小企業の育成、公的融資、デジタル連帯基金等による国内財政手段拡大、促進の支援

・情報社会を実現するための全レベル、特に公的機関での人材の育成や教育機関の充実

プレップコム議長のMr.Janis Karklins氏は、「我々は、デジタル連帯基金を含むファイナンシャル・メカニズムについて、明確な政治的決断を下し、この分野で大きな前進を見た」と締めくくった。

・デジタル連帯基金は世界規模へ

ICT開発のためのファイナンシングは、多くの相互支援を必要とする巨大な事業と言える。デジタル連帯基金(DSF)は、その中の一つとしてつくられたものであり、ボランティアベースの基金で、各ステークホルダーに対してオープンにされている。その目的は、デジタル・ディバイドをデジタル・オポチュニティに変えることにより、特定、緊急の地域レベルのニーズに

対して、ボランティア資金を配分するものである。DSFは、ICTインフラやサービスをつくるために使われる既存の情報社会に対する基金を補完するものであり、ジュネーブにある財團で、寄付の基準や使途が決定される。現在60%は最貧国へ、30%は開発途上国へ、10%は先進国、準先進国へ配分されることとされており、寄付金は、民間企業、市民そしていろいろな機関からの現金や物品の寄付に加え、公的機関が発注するICT調達契約額の1%あるいは、公的機関が導入するICT費用の1%の寄付によるとされている。これら1%の寄付をした者には“デジタル連帯”的のブランド使用権が与えられる。DSFは、WSISジュネーブにおいて、セネガルのAbdoulaye Wade大統領により提案され、2005年3月14日にアフリカユニオンの会長であるナイジェリアのOlusegun Obasabbjo大統領により運用開始式がなされる予定である。

・インターネットガバナンスのワーキンググループ

プレップコム2では、インターネットガバナンス（管理）に関する調査を行い、適切な管理の在り方について提言することを目的とするインターネットガバナンスのワーキンググループ（WGIG）から提出された暫定レポートに関しても討議した。WGIGは、広範囲にわたる事実関係をオープン、透明、包括的に調査し、結果として以下の事項をキーエリアとすることを報告した。

- ・重要なインターネット資源のインフラと運営に関する事項：ドメインネームシステム、IPアドレス、ルートサーバーシステムの管理、技術基準、ピアリングと相互接続、革新的な統合技術を含む通信インフラ、多言語によるアドレスシステムなど
- ・スパム、ネットワークセキュリティ、サイバー犯罪などのインターネットの利用に関する事項
- ・IPRや国際間取引などにおいて、既存業務にはないインターネット関連事項
- ・発展途上の国での人材開発など、インターネットガバナンスに関する育成関連事項

また、WGIGはインターネットガバナンスの定義に関する共通の理解についても検討を進めている。

・チュニスサミットは新しい会議フォーマットで

プレップコム2はチュニスフェーズサミットの会議フォーマット（形態）として、ハイレベルなマルチステークホルダー・ラウンドテーブルとパネルディスカッションとすることを承認した。この会議形態は、国連サミットのプロトコルを遵守しながらも、ディベートや討論を活発化させるとともにメディアにも取材しやすいプラットフォームをねらったものである。ラウンドテーブルは、国家元首や政府代表が情報社会の将来について民間企業や市民社会の代表と意見交換をする場であり、パネルディスカッションはICT分野の先進エキスパートによる講演と討議を予定している。

・今後の方向性

今回ファイナンシャル・メカニズムの内容について合意を見たが、合意文書は第3回準備会合（プレップコム3）で審議される予定である。その他の政治的（Political）、実務的（Operational）な合意文書については継続検討となった。チュニスでの合意文書のうち、政治的な合意文書については、プレップコム2での結果とプレップコム2開催期間中に書面で提出されたコメント/提案と共にプレップコム3に入力される。WSIS行動計画の実施並びにサミット以降のフォローアップメカニズムに関する実務的合意文書については、議長フレンズグループによって見直される予定となった。インターネットガバナンスに関して、すべての政府、他のすべてのステークホルダーには、7月中旬にまとめられる予定のWGIGの最終レポートの結果に対する、コメント/提案を書面で提出するよう要請がされた。8月中旬までに提出された文書はWGIGのレポートと共にプレップコム3へ入力される。

プレップコム2の議論の詳細結果は、

www.itu.int/wsis/newsroom/2/pc2/index.htmlを参照されたい。プレップコム2の参加者1,718名の内訳は、

- ・149の政府とECの代表、926名
- ・208のNGO又は市民社会の代表、565名
- ・52の国際機関の代表、150名
- ・30の企業体の代表、61名
- ・国連総会からの招待者、16名

次回準備会合（PrepCom-3）は2005年9月19～30日にジュネーブで開かれる予定である。